

業務推進と保全

業務の責任及びその保障

協会は、土地家屋調査士会と強い連携をもって、業務を推進し「土地家屋調査」の有資格者である社員は、高度の専門知識と技能を駆使して常に綿密な注意を払って業務を執行しております。また協会では業務の成果について、成果品の内容を点検・確認するなど業務上の組織が保証することとなっていますが、協会が受託した事件の処理に関し、万一、発注者から損害賠償の請求を受けた場合の損害補償は「損害補償責任保険」により保障するものとしています。